○香南香美老人ホーム組合一般職の職員の旅費に関する条例

平成１７年３月３０日

条例第６号

改正　平成18年2月22日　条例第1号

平成19年3月29日　条例第8号

平成20年3月25日　条例第6号

平成21年12月28日 条例第7号

令和元年12月24日　条例第5号

香美郡老人ホーム組合一般職の職員の旅費支給条例（昭和４２年条例第７号）の全部を改正する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、公務のため旅行する組合の一般職の職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）に対し、支給する旅費に関し、必要な基準を定めることを目的とする。

２　組合が職員以外の者に対し、支給する旅費に関しては、別に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（旅費の支給）

第２条　職員が旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

２　職員以外の者が組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人等として旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する。

３　前２項の規定により旅費の支給を受けることができる旅行者（以下「旅行者」という。）が、その出発前に受けた旅行命令又は旅行依頼を変更し、若しくは取消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で組合長が定めるものを旅費として支給することができる。

４　旅行者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した範囲内で組合長が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第３条　旅行は、次の各号に掲げる区分によって、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（１）　前条第１項の規定に該当する旅行　旅行命令

（２）　前条第２項の規定に該当する旅行　旅行依頼

（旅行命令等に従わない旅行）

第４条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に、旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後で、できるだけ速やかに旅行命令権者に、旅行命令等の変更を申請しなければならない。

３　旅行者が前２項の規定により、旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第５条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とする。

２　鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

３　船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

４　車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ、１キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

５　航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

６　日当は、旅行中の日数に応じ、１日当たりの定額により支給する。

７　宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、１夜当たりの定額により支給する。

８　食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、１夜当たりの定額により支給する。

９　旅費雑費は、外国旅行に伴う雑費について、実費額により支給する。

１０　死亡手当は、職員が外国旅行中に死亡した場合に当該職員の遺族に対して、定額により支給する。

１１　組合長は、特に必要と認める場合において、第１項に掲げる旅費に代え、日額旅費又は定額旅費を旅費として支給することができる。ただし、支給できる金額は、第１項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準の範囲内の額とする。

（旅費の計算）

第６条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって、旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第７条　旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

第７条の２　在勤地以外の地に居住する者が、その居住地から直ちに旅行する場合における旅行計算の起点は、当該職員の居住地とする。ただし、居住地から目的地に至る旅費額が、在勤地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地から目的地に至る旅費を支給する。

第８条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第９条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、別に定める請求書に必要な書類を添えて、支出命令者にこれを提出しなければならない。

（証人等の旅費）

第１０条　第２条第２項の規定により支給する旅費は、この条例で定める定額の範囲内で、その都度組合長が定めるものとする。

第２章　国内旅行の旅費

（鉄道賃）

第１１条　鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金又は特別車両料金並びに座席指定料金による。

（１）　運賃の等級を２階級に区分する路線による旅行の場合には、１等の運賃

（２）　運賃の等級を設けない路線による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

（３）　急行料金を徴する路線による旅行の場合には、前２号に規定する運賃のほか、次に掲げる急行料金

ア　第１号の規定に該当する路線による旅行の場合には、当該規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ　前号の規定に該当する路線による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

（４）　第２号の規定に該当する路線で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

（５）　座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行の場合には、第１号又は第２号に規定する運賃、第３号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

２　前項第３号に規定する急行料金は、普通急行列車又は準急行列車を運行する路線による旅行で片道２５キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。ただし、特別急行列車を運行する路線による旅行で片道５０キロメートル以上のものについて特別急行料金を支給することができる。

３　第１項第５号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道５０キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第１２条　船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさんばし賃を含む。以下この条において「運賃」という。）寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

（１）　運賃の等級を３階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

（２）　運賃の等級を２階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

（３）　運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

（４）　公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前３号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

（５）　第３号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運航する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

（６）　座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

２　前項第１号及び第２号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に２以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（車賃）

第１３条　車賃の額は、別表の定額による。ただし、交通機関を利用する場合又は公務上の必要若しくは天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は、実費額による。

２　車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第８条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

３　前項の規定により通算した路程に１キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

４　第１項前段の規定により決定された車賃の額が実費額を超える場合は、実費額とする。

（自家用車の車賃）

第１３条の２　職員が旅行命令権者に承認を受けて、自家用車（組合長に協議して定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合には、当該自家用車による旅行を第５条第４項の陸路旅行として当該職員に車賃を支給する。

２　前項の規定による車賃の額は、別表の定額とする。

（航空賃）

第１３条の３　航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（日当）

第１４条　日当の額は、別表の定額による。

２　県内の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、これを支給しない。

３　県外の旅行の場合において、組合の自動車を使用する場合の日当の額は、第１項の規定にかかわらず、同項の定額の２分の１に相当する額による。

（宿泊料）

第１５条　宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

（食卓料）

第１６条　食卓料の額は、別表の定額による。

２　食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（在勤地内旅行の旅費）

第１７条　在勤地内の旅行に対しては、旅費を支給しない。ただし、組合長において特に必要があると認める場合は別表の定額により車賃を支給することができる。

（在勤地外の同一地域内旅行の旅費）

第１８条　在勤地外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃は支給しない。ただし、組合長において特に必要があると認める場合は、これを支給することができる。

第３章　外国旅行の旅費

（本邦通貨の場合の旅費）

第１９条　外国旅行中本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

（鉄道賃及び船賃）

第２０条　鉄道賃及び船賃の額は、前章の規定に基づき算定された額（等級により運賃が規定されているものについては、１等級上位の等級運賃により算定された額）とする。

（航空賃及び車賃）

第２１条　航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本項において「運賃」という。）による。

（１）　運賃の等級を２以上に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の直近下位の等級運賃

（２）　運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

２　車賃の額は、実費額による。

（日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当）

第２２条　日当、宿泊料、食卓料及び死亡手当の額は、旅行地の区分に応じた別表の定額による。

２　食卓料は、第１６条第２項の場合に支給する。

（旅行雑費）

第２３条　旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

第４章　雑則

（旅費の調整）

第２４条　組合長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　組合長は、旅行者が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合には、必要と認められる旅費を支給することができる。

（委任）

第２５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日条例第８号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日条例第６号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月２８日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年１２月２４日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第１３条、第１３条の２、第１４条、第１５条、第１６条、第１７条、第２２条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 車賃(1kmにつき) | 日当(1日につき) | 宿泊料(1夜につき) | 食卓料(1夜につき) | 死亡手当 |
| 内国旅行 | 30円 | 県外 2,000円 | 県内　7,000円県外 11,000円 | 2,000円 |  |
| 自家用車の場合30円 |
| 外国旅行 | 支給する旅費額は、国家公務員の例に準じ、組合長が定める額とする。 |